

《ご契約日が令和3年3月31日以前の生命総合共済等にご加入の皆さまへ》

JA共済からのお知らせ

～共済約款の一部変更について（令和3年4月）～

平素はJA共済をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

JA共済では、令和3年4月1日に生命総合共済の仕組改訂を行います。これに伴い、共済約款の規定を変更いたしますが、一部の変更内容は、令和3年3月31日以前に締結されたご契約においても、その変更内容に準じて取り扱うことといたしますので、ご加入の皆さまへお知らせいたします。

1. 対象となる令和3年3月31日以前に締結されたご契約

対象となる令和3年3月31日以前に締結されたご契約は、次のとおりです。

平成6年4月1日以後に締結されたご契約（生命総合共済）

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 終身共済契約（※） | ⑩ がん共済契約 |
| ② 年金付終身共済契約（※） | ⑪ 医療共済契約 |
| ③ 三大疾病前払付終身共済契約 | ⑫ 引受緩和型医療共済契約 |
| ④ 満期専用入院保障付終身共済契約 | ⑬ 定期医療共済契約 |
| ⑤ 積立型終身共済契約（※） | ⑭ 引受緩和型定期医療共済契約 |
| ⑥ 定期生命共済契約（※） | ⑮ 介護共済契約 |
| ⑦ 養老生命共済契約（※） | ⑯ 一時払介護共済契約 |
| ⑧ こども共済契約（※） | ⑰ 生活障害共済契約 |
| ⑨ 年金共済契約（※） | ⑱ 特定重度疾病共済契約 |

※ 次のいずれかの特則または特約を付加されているご契約に限ります。

三大疾病前払特則、がん死亡給付特約、三大疾病前払特約、重度障害年金特約、全入院特約、全入院長期保障特約、災害入院特約、女性疾病入院特約、家族保障特約、通院特約、全入院終身保障移行特約、介護初期給付特約、介護年金特約、全入院特約（平13）、全入院長期保障特約（平13）、全入院終身保障移行特約（平13）、災害入院特約（平13）、通院特約（平13）、家族保障特約（平13）、特定損傷特約、全入院特約（平19）、災害入院特約（平19）または通院特約（平19）

平成6年3月31日以前に締結されたご契約

- ① 終身共済契約（※）
- ② 養老生命共済契約（※）
- ③ 年金共済契約（※）

※ 次のいずれかの特約を付加されているご契約に限ります。

入院費用保障特約（全入院）、災害入院費用保障特約、入院保障特約（62）（全入院）、災害入院保障特約（62）、特定疾病入院保障特約（62）、重症入院割増保障特約（62）、介護保障特約、がん死亡給付特約、入院保障特約（2）（全入院）、災害入院保障特約（2）、特定疾病入院保障特約（2）または家族保障特約（2）

2. 変更の内容

変更の対象となるご契約の共済約款には、「組合は、共済約款に定める所定の事情が生じ、ご契約の共済掛金の計算の基礎に影響をおよぼすため、必要がある場合は、農林水産大臣の承認を受けて、ご契約の共済掛金を変更する（引き上げる）ことがある」旨の規定があります。

令和3年4月1日の生命総合共済の仕組改訂に伴い、令和3年4月1日以後に締結されるご契約の共済約款について、本規定を削除いたします。

これに伴い、令和3年3月31日以前に締結されたご契約においても、公平性を保つため、この変更後の共済約款の内容に準じて取り扱うことといたします。

なお、この取扱いによりご加入の皆さまに不利益が生じることはありません。

3. 変更後の共済約款の内容

別紙「令和3年3月31日以前に締結されたご契約において、準じて取り扱うこととなる共済約款の変更例について」のとおり。

※ 令和3年4月1日以後に締結されるご契約の共済約款の内容です。令和3年3月31日以前に締結されたご契約について、この変更後の共済約款の内容に準じて取り扱います。

4. 効力発生時期

令和3年4月1日

以上